

12/19
五曜

生活扶助最大5%減

厚労省 母子加算も削減

厚生労働省は18日、食費や光熱費などの日常生活費にあてる「生活扶助費」や、ひとり親世帯に加算する「母子加算」を2018年10月から段階的に削減することを決めた。加藤勝信厚労相と麻生太郎財務相との「閣僚折衝」後の会見で発表された。

生活扶助の引き下げは前回(2013年)に続くもので、生活保護利用者の暮らしはいっそう脅かされます。生活保護基準は住民税非課税限度額など他制

度と連動しているため、一般低所得世帯の負担増にもつながります。同省によると、主に都市部の世帯で引き下げられ、個々の世帯でみると生活扶助費(加算含む)が最大5%減額されます。母子加算は現在の平均額が月2・1万円ですが、これを同1・7万円まで引き下げるとしています。

引き下げは2018年10月から3回にわたって行う方針。生活保護予算の削減額はそれぞれ合計で、生活扶助費

(加算除く本体部分)180億円、母子加算20億円にのぼります。子どもの健全育成に係る費用として加算される「児童養育加算」は、高校卒業まで加算が延長されて40億円増となる

りますが、生活扶助全体(加算含む)で見ると総額160億円程度減ることになります。

厚労省は今回の生活扶助(本体)の引き下げについて、一般低所得世帯(年収下位10%層)との消費支出と比較し均衡を図るために実施するとしています。